



伊勢湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の 水域類型の指定の見直しについて 概要

令和8年8月



- 1. 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の地域のニーズや実情に応じた柔軟な運用**
- 2. 伊勢湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定状況**
- 3. 伊勢湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の見直しの必要性**
- 4. 伊勢湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定の見直し**

1. 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の 地域のニーズや実情に応じた柔軟な運用

- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、水質汚濁の状況等を勘案し、水域の利用目的等に配慮して指定するものであり、水域の利用の態様の変化等、事情の変更に伴い適宜見直すこととしている。

○水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)(抄)

第1 環境基準

2 生活環境の保全に関する環境基準

- (1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、下表の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
 - (2) **水域類型の指定**を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。
 - ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
 - イ 当該水域における**水質汚濁の状況**、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
 - ウ **当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮**すること。
 - エ 当該水域の水質が**現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮**すること。
- オ～カ (略)

第4 環境基準の見直し

- 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
- (3) **水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域**および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

- 2 **1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。**

環境基準の柔軟な運用の検討経緯

- 閉鎖性水域では、これまでの水質保全対策によって、汚濁物質の流入負荷量は減少傾向にあるものの、**環境基準のCODの高止まり、水産資源の低迷**といった問題が発生している。
- 「今後の水・大気環境行政の在り方について」及び「第6次環境基本計画」において、**地域のニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方の検討を進める**こととされた。

今後の水・大気環境行政の在り方について (令和5年6月中環審意見具申)

第2章 今後の水・大気環境行政の大局的考え方

(7) 個別の重点課題への対応

(略) 湖沼や閉鎖性海域の水質汚濁や健全な水循環、物質循環の維持・回復、環境基準の見直し、(略)、地域ニーズに即した環境基準の在り方の検討、良好な環境の創出、プラスチックによる海洋等の環境汚染、PFAS等の新たな課題に向けた対応に尽力すべきである。

第6次環境基本計画(令和6年5月閣議決定)

第3部 環境保全施策の体系

第1章 環境問題の各分野に係る施策

4 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組

(2) 水環境の保全

① 環境基準等の設定、排水管理の実施等

水質汚濁に係る環境基準については、新しい環境基準である底層溶存酸素量の活用を推進しつつ、将来及び各地域のニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方について検討を進める。(略)



- **地域の水環境保全に関する課題が多様化**する中で、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準について、既存の制度では課題がある水域において、**地域のニーズや実情に応じた柔軟な運用を可能とするため**、関係する告示等を改正し、施行した。

<経緯>

令和6年9月24日 中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会 生活環境の保全に関する水環境小委員会で審議
令和6年10月15日～11月14日 告示・事務処理基準の改正案への意見募集(パブリックコメント) (96件のご意見)
令和7年1月27日 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて(第3次答申)
令和7年2月14日 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直し(告示・事務処理基準の改正)

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直し(令和7年2月)



- 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準について、地域のニーズや実情に応じた柔軟な運用を可能とするため、
- ① 適時適切な類型の見直し
 - ② 「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し
 - ③ 季別の類型指定の設定
 - ④ CODの達成評価の変更
- を実施し、告示※¹及び事務処理基準※²を改正。

※1 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)

※2 環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準(平成13年環水企第92号)

① 適時適切な類型の見直し

- ・ 事務処理基準に「水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で、柔軟に水域類型の指定及び適時適切な見直しを行うこと」を明示した。
- ・ 告示において、水域類型の指定に当たって「当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること」としているが、「地域の利用の態様に合わせて適切に水質を管理するため類型を見直す場合は、「水質の悪化を許容すること」には当たらないこと」を事務処理基準に明示した。
→ 地域の実情に応じて、基準値の高い水域類型へ見直すことも可能。

② 「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し

- ・ 水域全体の水質と水浴場に求める水質は必ずしも一致しない。
- ・ 告示別表で、各類型の「利用目的の適応性」から「水浴」を削った。
- ・ いずれの類型においても「水浴」を利用目的とする測定点は「大腸菌数」(300CFU/100mL以下)を規定した。

③ 季別の類型指定の設定

- ・ 全窒素、全燐について、地域の実情に応じて、月単位で区分して季別に類型を指定することができることとした。
- ・ 既存の全窒素、全燐の類型を季別の類型に見直す場合は、CODの類型も必要に応じて同様に季別に見直しを検討することとした。

④ CODの達成評価の変更

- ・ 湖沼(AA,A類型)、海域(A,B類型)において、有機汚濁を主因とした利水上の支障が継続的に生じていない場合、CODの環境基準の達成状況の評価は必ずしも行わなくてよいこととした。
- ・ CODの評価を行わない場合であっても、有機汚濁に関するモニタリング(COD、底層溶存酸素量等)は継続して実施。

2. 伊勢湾の全窒素及び全燐に係る 環境基準の水域類型の指定状況

伊勢湾における全窒素及び全燐の環境基準の水域類型の指定状況

表 1 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準(海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

表 2 伊勢湾における全窒素及び全燐の環境基準の水域類型の指定理由
(平成7年11月 中央環境審議会答申)

水域名	指定理由
伊勢湾(イ)	現在及び将来における主たる水域利用は工業用水であること等から、類型Ⅳを当てはめるものとする。
伊勢湾(ロ)	現在及び将来における主たる水域利用は工業用水であること等から、類型Ⅳを当てはめるものとする。
伊勢湾(ハ)	現在及び将来における主たる水域利用は「水産2種」に該当する水産であること等から、類型Ⅲを当てはめるものとする。
伊勢湾(ニ)	現在及び将来における主たる水域利用は「水産1種」に該当する水産及び水浴であること等から、類型Ⅱを当てはめるものとする。

- 伊勢湾(ハ)及び伊勢湾(ニ)は、いずれも当時から水産1種だけでなく、水産2種及び水産3種の利用もあった中で、類型を分けたのは、伊勢湾(ニ)は多数の水浴の利用があり、伊勢湾(ハ)は水浴の利用がほとんど無かったためと考えられる。

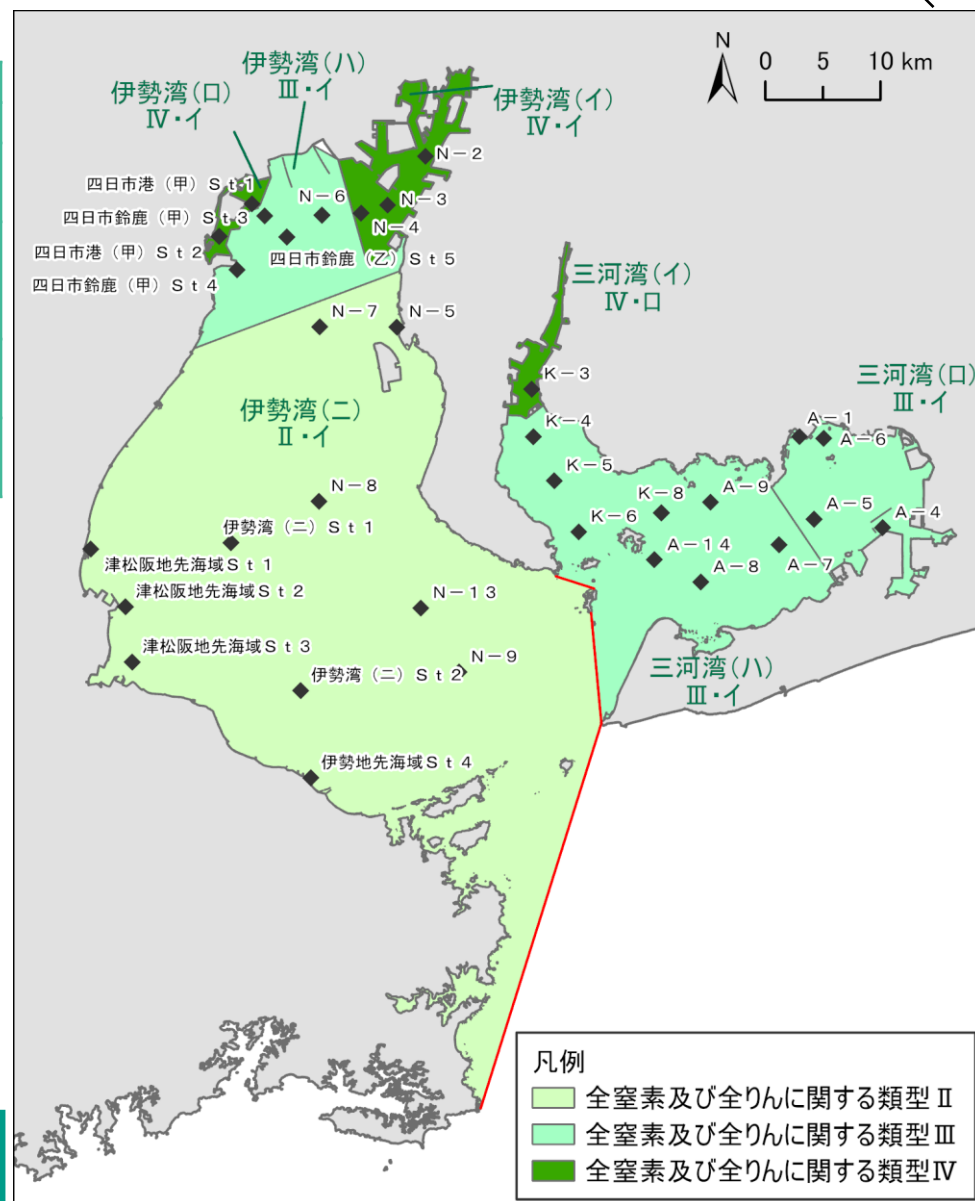


図 伊勢湾における全窒素・全燐の環境基準の水域類型の指定状況及び環境基準点

(参考)環境基準の水域類型における「水産利用」の詳細

水産の利用	内容
(ア) 水産1種 窒素0.3mg/L以下 燐0.03mg/L以下	この海域は、底魚類（クロダイ、ハモ等）、甲殻類（エビ類、カニ類）、頭足類（タコ類、イカ類）、貝類（ハマグリ、アカガイ等）等の底生魚介類が豊富である。特に、他の海域と比較して、エビ類やカニ類の底層の貧酸素化の影響を受けやすい水産生物種の漁獲が多い。 このことは、漁獲物組成が特定の種類に著しく片寄ることなく均衡化していることを表すもので、このような場では多様な水産生物がバランス良く安定して生息していると考えられる。また、ベントス食性のエビ類やカニ類を含む底生魚介類等の栄養段階の高い水産生物が多く漁獲されることは、食物連鎖を通じて海域の生物生産が有効に利用されていることを示し、正常な内湾生態系を呈する最も望ましい海域環境といえる。
(イ) 水産2種 窒素0.6mg/L以下 燐0.05mg/L以下 （（ア）の濃度範囲を除く。）	この海域は、イワシ類、コノシロ、スズキ、カレイ類といった浮魚から底魚までの魚類、水産動物のシャコ、ナマコ等の漁獲がみられ、魚類を中心とした水産生物が多獲される。しかしながら、エビ類、カニ類等の底層の貧酸素化の影響を受けやすい種類の漁獲量は少なく、このような一部の底生魚介類にとって本海域の水質環境は好ましくない。
(ウ) 水産3種 窒素1.0mg/L以下 燐0.09mg/L以下 （（ア）及び（イ）の濃度範囲を除く。）	この海域では、イワシ類、コノシロ、スズキ等の魚類、アサリ等の貝類の漁獲がみられるが、漁獲の中心は大阪湾ではプランクトン食性のイワシ類等、東京湾では懸濁物食性のアサリ等で、これら特定種による漁獲が大部分を占めている。底生魚介類の漁獲量はかなり減少し、本海域の水質環境は多くの底生魚介類にとって好ましくない。 このように、ここではイワシ類やアサリのような低栄養段階に属する特定種が卓越するため生態系としてのバランスは良いとはいえず、不安定な内湾生態系を呈する。 （ウ）を超える窒素及び燐の濃度の海域は、夏季底層に常時貧酸素水塊の形成がみられ、青潮によるアサリのへい死のような水産障害が頻繁に起こり得る環境である。
リ	リについてみると、比較的富栄養化した海域で生産されるが、赤潮による窒素及び燐の消費等に伴い色落ち等の障害がみられ、既往の研究事例及びリ漁場の水質等から判断して、リ生産にとって平均的な水質は概ね上記（イ）又は（ウ）のランクである。

3.伊勢湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の見直しの必要性

- 伊勢湾（二）の全窒素及び全燐の環境基準の水域類型を決定する際に参照された「利用目的の適応性」において、今般の告示改正により、その「水浴」を「利用目的の適応性」の欄から削り、備考で、「いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点については、大腸菌数 300 C F U / 100mL 以下とする。」とした。
- 伊勢湾における水産資源の減耗には様々な要因が関連していると考えられるが、現在の伊勢湾（二）の全窒素及び全燐の環境基準の水域類型は類型Ⅱであり、伊勢湾の漁業生産に必要とされる栄養塩類濃度を下回る基準となっている。



- 伊勢湾（二）における全窒素及び全燐の水域類型については、水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で、地域のニーズや実情を踏まえた水域類型の見直しの検討が必要。

(参考) 伊勢湾における漁獲量、生産量の推移及び必要とされる栄養塩類濃度

- 伊勢湾におけるノリ、アサリ、イカナゴについては、近年、生産量・漁獲量が以下のとおり低下。
 - ・ノリ生産量 : 2003年から2020年にかけて、愛知県、三重県ともに生産量は半減
 - ・アサリ漁獲量 : 1991年をピークにその後は減少し、2016年以降は低水準
 - ・イカナゴ漁獲量 : 2016年以降は禁漁の措置継続
- 「伊勢湾・三河湾における栄養塩類管理方策の提言（栄養塩類管理の必要性について）」（令和6年8月、一般社団法人 全国水産技術協会）及び「愛知県栄養塩管理検討会議報告書 漁業生産に必要とされる望ましい栄養塩管理のあり方」（令和7年2月）において、**伊勢湾の漁業生産に必要とされる栄養塩類濃度は全窒素で0.4mg/L以上、全磷で0.04 mg/L以上**と整理されている。
- 伊勢湾における水産資源の減耗には様々な要因が関連していると考えられるが、近年の調査研究から、餌料不足に起因すると考えられる肥満度の低下や**成長に必要な栄養塩の不足が資源減少に関連している可能性が示唆**されている。

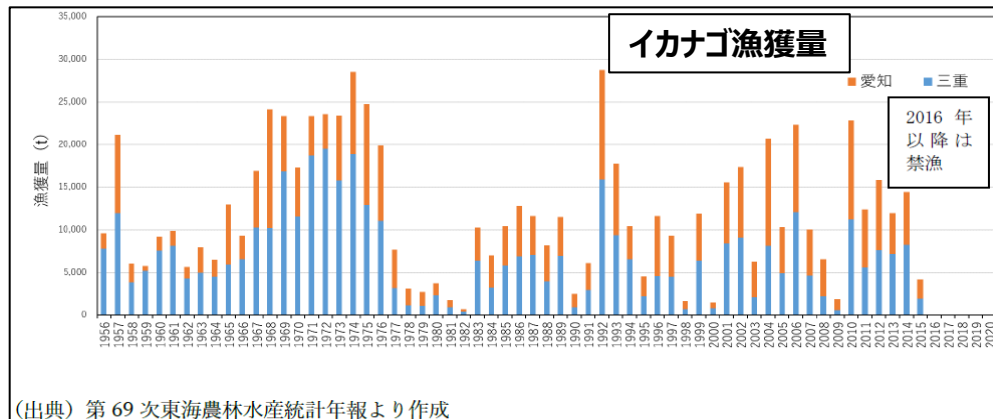
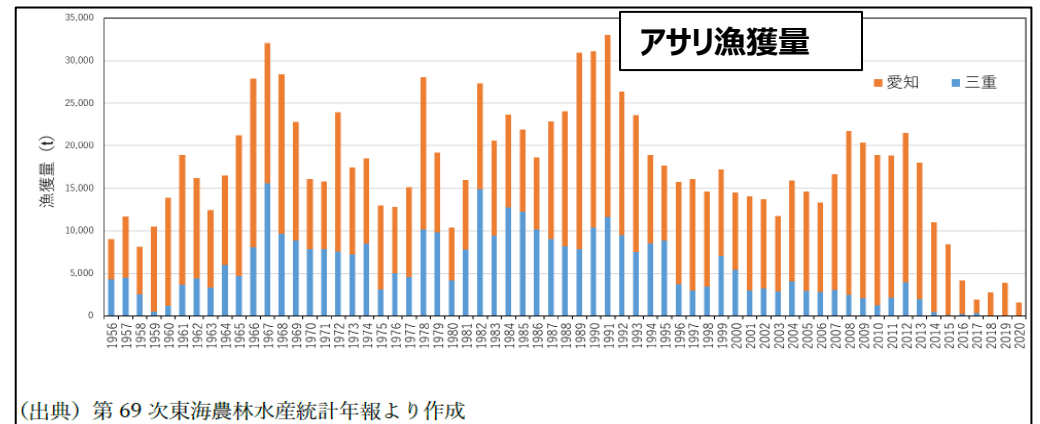
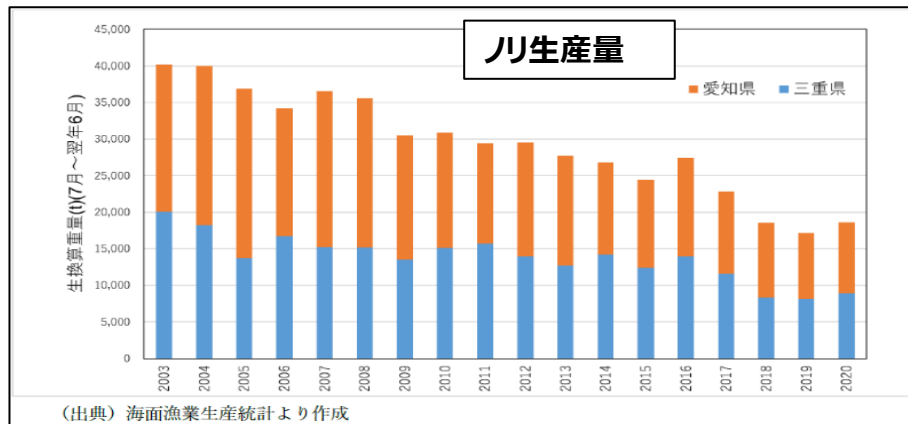


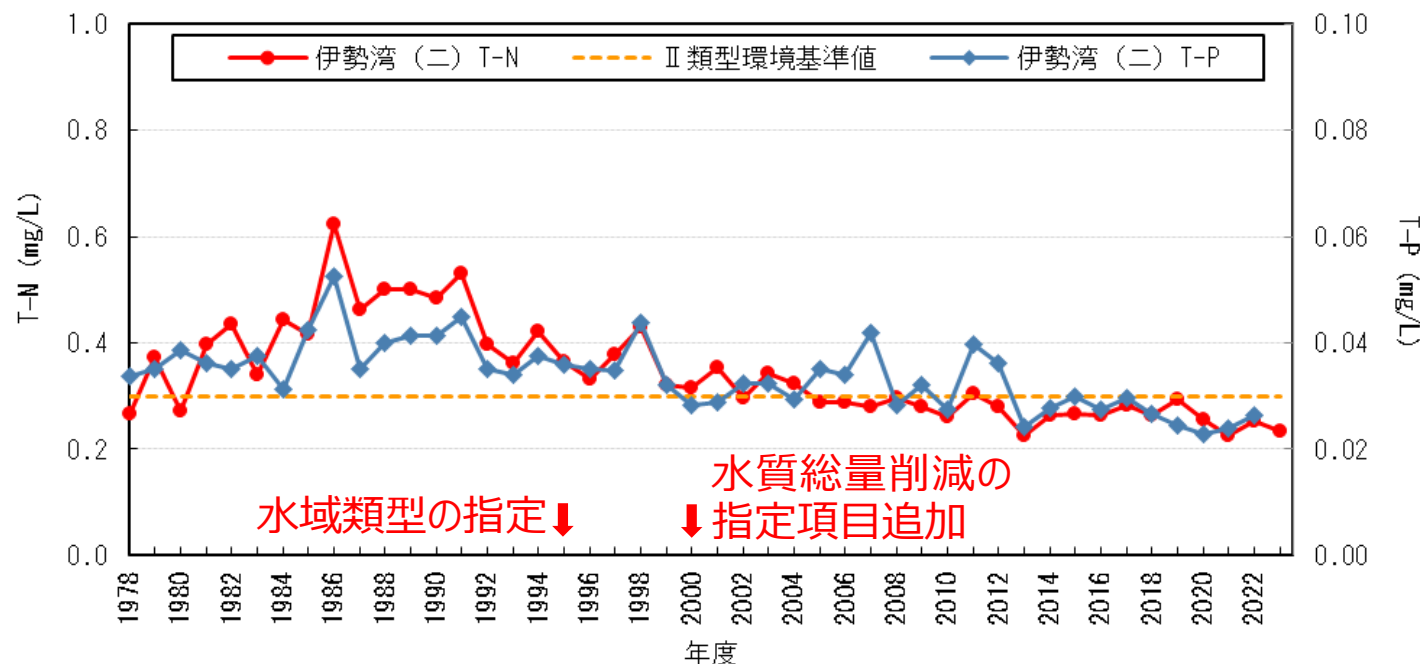
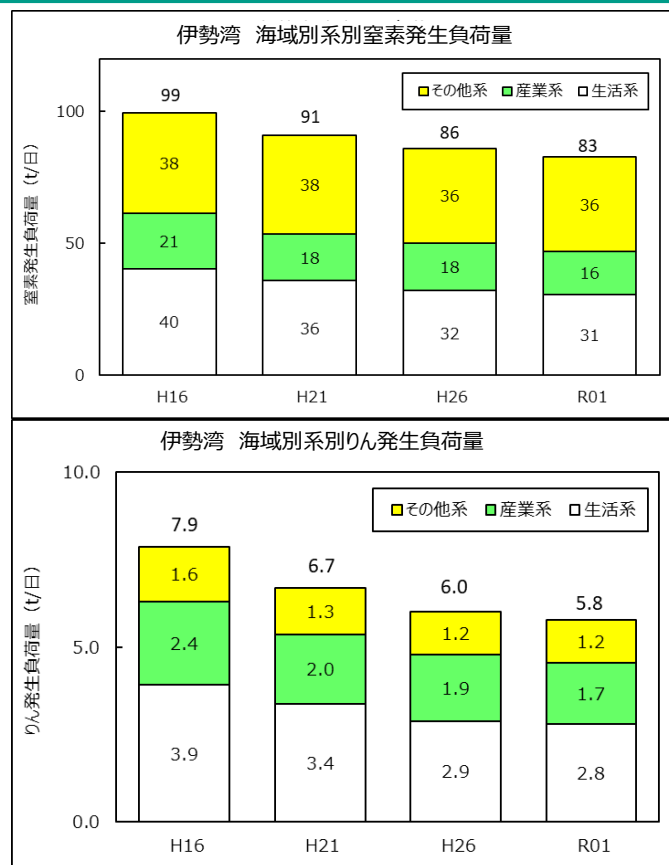
表 漁業生産に必要とされる栄養塩類濃度

伊勢湾・三河湾における栄養塩類管理 方策の提言			愛知県栄養塩管理検討会議 報告書		
ノリの良好な生育に 必要な栄養塩類の 濃度			アサリの減耗が生 じる栄養塩類の 濃度	ノリ養殖に必要と される栄養塩濃 度	アサリに必要とされ る栄養塩濃度
窒 素	DIN(無機態窒 素) : 0.1mg/L	全窒素 : 0.3mg/L	全窒素 : 0.3mg/L以上	全窒素 : 0.4mg/L以上	
磷	DIP(無機態りん) : 0.01mg/L	全磷 : 0.04mg/L	全磷 : 0.03mg/L以上	全磷 : 0.04 mg/L以上	

4. 伊勢湾の全窒素及び全燐に係る 環境基準の水域類型の指定の見直し

①適時適切な類型の見直し（１）：窒素及び磷の発生負荷量及び濃度

- 伊勢湾における窒素及び磷の発生負荷量は、経年的に削減されてきた。
- 伊勢湾（二）における全窒素及び全磷の濃度は、2013（平成25）年度以降、ほぼ環境基準を達成。



注）伊勢湾（二）水域内の環境基準点の年平均値の平均値（環境基準の適合を評価する値）
出典：水環境総合情報サイトより作成

図 伊勢湾における全窒素及び全磷の濃度の推移【類型Ⅱ、水域：伊勢湾（二）】

図 伊勢湾における発生負荷量の推移

- 伊勢湾(二)の水域は、愛知県栄養塩管理検討会議が「漁業生産に必要な栄養塩濃度」として示した「全窒素0.4mg/L以上、全磷0.04mg/L以上」を下回るⅡ類型(全窒素0.3mg/L以下、全磷0.03mg/L以下)に指定している。
- 伊勢湾(二)の水域の利用の態様を踏まえると、類型Ⅲへの変更についての地域のニーズ・実情がある。

①適時適切な類型の見直し（２）： 漁業関係者ヒアリング結果

- 全窒素及び全燐の水域類型の指定の見直しに対して、地域のニーズや実情を把握するため、愛知県漁業協同組合連合会及び三重県漁業協同組合連合会に対してヒアリングを実施。

【漁業関係者へのヒアリング結果の概要】

- ・年間を通した栄養塩の供給や魚類にとって餌環境が重要であるといった観点から季別の水域類型の見直しではなく、通年の水域類型の見直しが良い。
- ・漁業の観点から、沿岸だけでなく沖合から移動する魚種も考慮し、湾全体で窒素及び燐の増加が必要。
- ・魚介類にとって、貧酸素水塊より栄養塩不足による餌環境の悪化の方が生息・再生産に大きな影響を与えていると考えられるため栄養塩が重要。
- ・窒素、燐が規制されていても貧酸素水塊は改善していない状況。
- ・過去、赤潮の発生が多かった時期に、再生産が低下したといったことはなかったと考えている。
- ・漁業関係者全体（エビ・カニを漁獲している漁業関係者を含む）として栄養塩の増加を望んでいる。



- 水域の利用の態様を勘案すると、伊勢湾全体において、水産利用者（漁業関係者）として、通年での水域類型の見直しの地域ニーズがある。

①適時適切な類型の見直し（３）：陸域負荷と貧酸素水塊、赤潮との関係

■ 陸域負荷と貧酸素水塊、赤潮との関係

・栄養塩類の陸域からの**発生負荷量は削減が進められ、海域の濃度は低下傾向となっている**。底層に形成される**貧酸素水塊の面積**は年最大値も平均値も**若干の増大傾向**。

・赤潮の発生件数は**長期的に減少傾向**にあるが、**近年は横ばいで推移**している。エリアとしては、三河湾を中心に発生している。

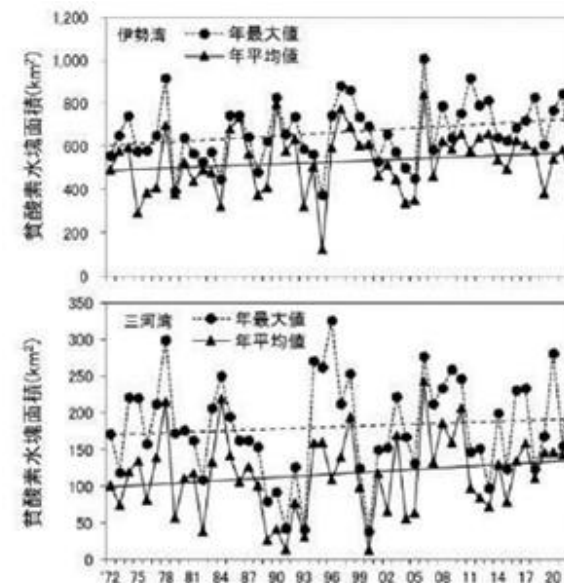
・指定水域におけるモデル計算の結果※、陸域からの窒素及びりん負荷をそれぞれ0にした場合、底層DOが現況と比較して上昇していたことから、**陸域負荷削減は底層DO改善に有効**と示されている。

※出典)「第10次水質総量削減の在り方について－総量削減から総量管理への転換－」
(令和8年5月7日付け中央環境審議会答申)

※モデルにおいては、海域等における複雑な流動や生態系の応答を様々な仮定を用いて簡略化しており、予測結果については簡略化により生じる誤差や不確実性が含まれることに留意が必要である。

・一方で、貧酸素水塊の形成は、海水の成層化による海水の鉛直混合の停滞、表層で生産された有機物の沈降・分解量以外の要素（底泥から溶出したODU（還元物質）による酸素消費、**干潟・浅場の消失に伴う水質浄化機能の低下**による底層における懸濁有機態（植物プランクトン）の分解割合の増加も作用すると指摘されている。

・RCPシナリオのRCP8.5において、**水温の上昇に伴う一次生産の低下に対応した貧酸素水塊の体積変化**が予測されており、**伊勢湾においては貧酸素水塊の体積は増加する可能性**があると報告。



(出典) 愛知県水産試験場研究報告(2023) 28、47-60

図 伊勢湾・三河湾の貧酸素水塊面積の推移

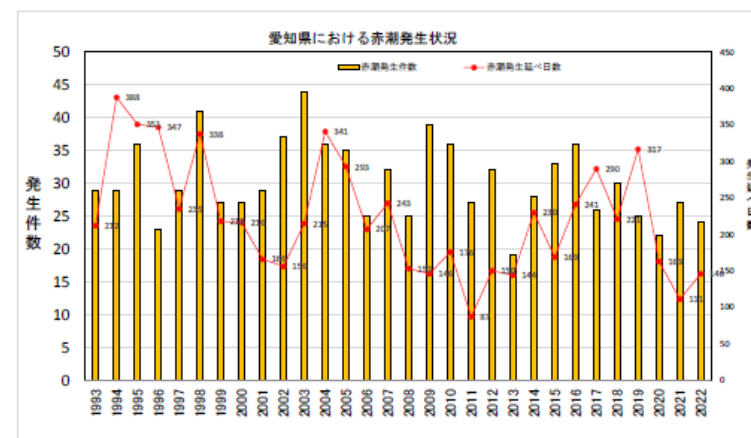


図 愛知県における赤潮発生状況の推移

➤ **発生負荷量の削減に伴い赤潮の発生件数が減少傾向にある一方、貧酸素水塊の面積の拡大が見られ、その要因としては、栄養塩類の負荷以外にも、生物生息基盤の減少、気候変動の要素等があると指摘。**

➤ **その影響の程度については更なる知見の集積が必要。**

①適時適切な類型の見直し（４）：水質シミュレーションの実施①



■ シミュレーションの趣旨

- ・伊勢湾（二）の水域を類型Ⅱから類型Ⅲへの見直した場合の、全窒素、全燐、底層溶存酸素量の変化の水質シミュレーションを実施した。

■ 使用したシミュレーションの条件

【モデル】

- ・第10次水質総量削減の在り方で用いたモデル（国立環境研究所が開発したモデル（海域：低次生態系モデル）をベースに地形、パラメータの調整等を実施

【検討した栄養塩類増加措置シナリオ】

- ・伊勢湾及び三河湾沿岸に位置する下水処理場の緩和運転を想定
- ・栄養塩類増加措置は常時（通年）で実施
- ・増加措置は、下水道法施行規則で定められる計画放流水質の上限値を考慮して放流可能な全窒素、全燐の濃度を調査して負荷量を設定し、伊勢湾（二）の水域以外の水域の全窒素・全燐の環境基準を達成できるよう下水処理場からの負荷量を調整

（※） 今回のシミュレーションの水質－底質モデルは低次生態系モデルであり、植物プランクトン以外の生物を取り扱っていないため、海藻・海草や魚介類等による溶存酸素量への影響が評価されていないなどの不確実性が含まれていることに留意する必要がある。

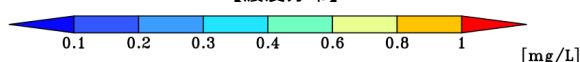
①適時適切な類型の見直し（４）：水質シミュレーションの実施②

■ シミュレーション結果（全窒素、全燐）

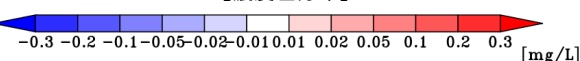
- ・栄養塩類増加措置により、全窒素、全燐はわずかに上昇する水域が広くみられ、一部の沿岸域ではより上昇する傾向がみられた。

全窒素（年平均値）

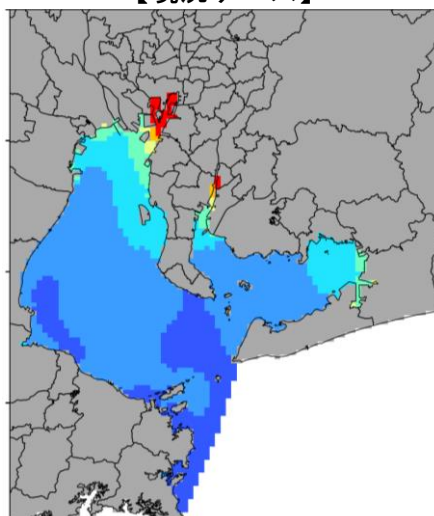
【濃度分布】



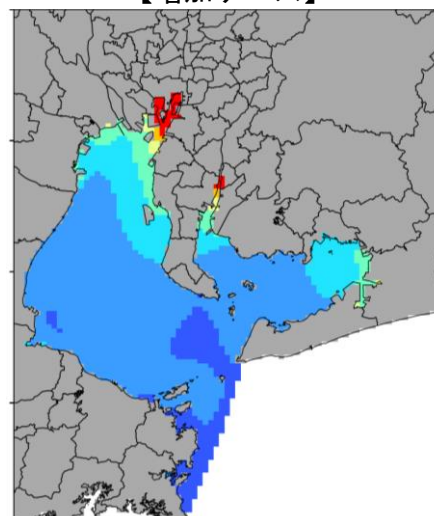
【濃度差分布】



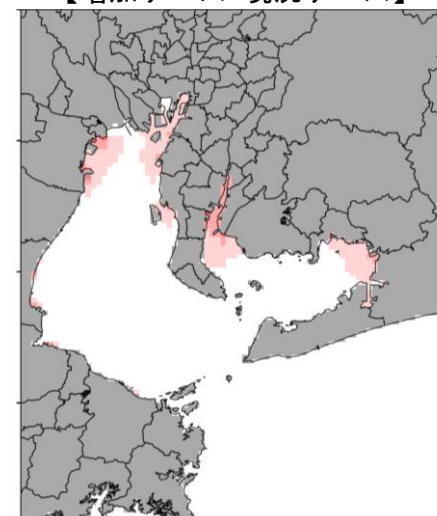
【現況ケース】



【増加ケース】

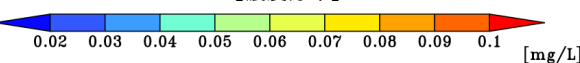


【増加ケース-現況ケース】

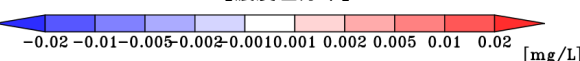


全燐（年平均値）

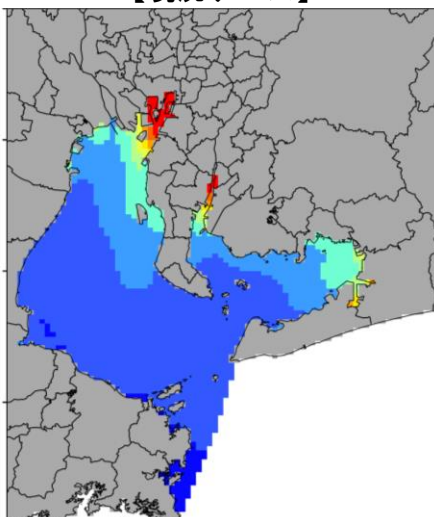
【濃度分布】



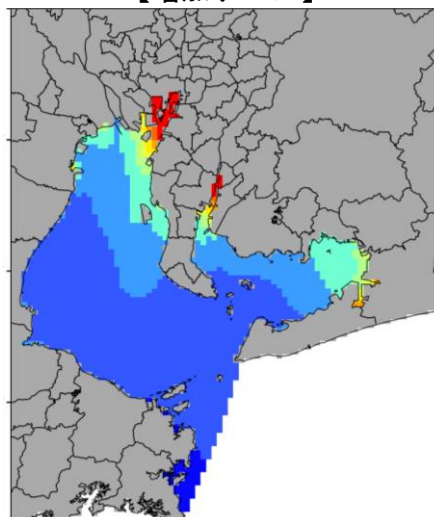
【濃度差分布】



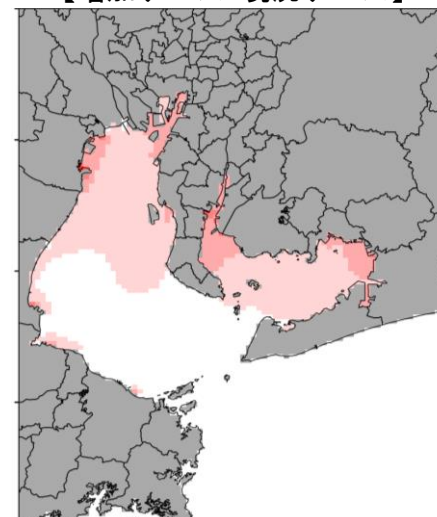
【現況ケース】



【増加ケース】



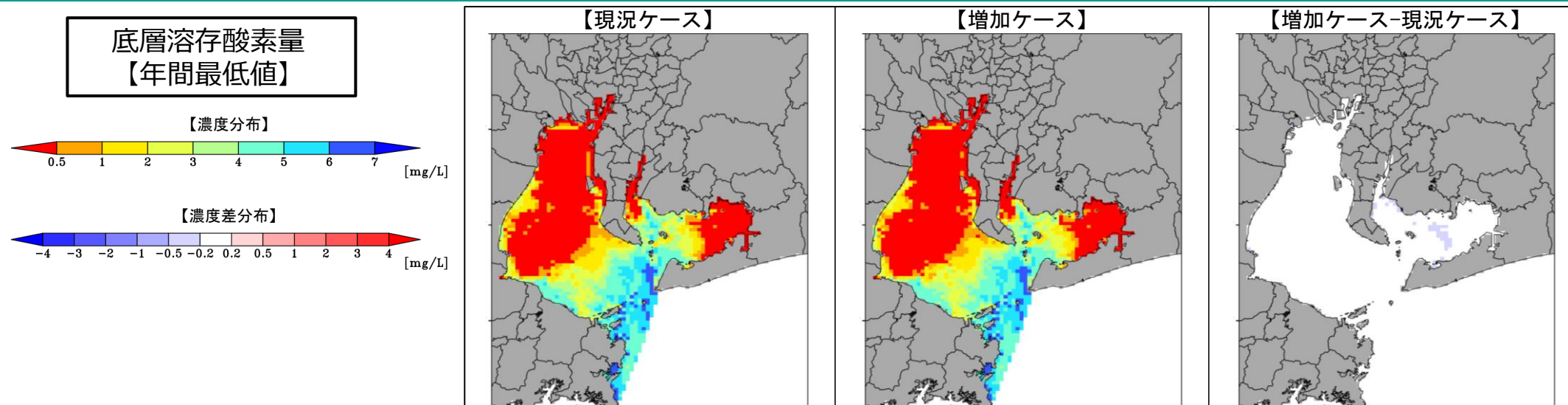
【増加ケース-現況ケース】



①適時適切な類型の見直し（４）：水質シミュレーションの実施③

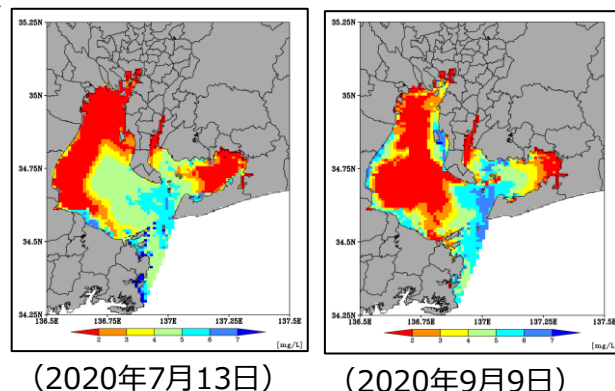
■ シミュレーション結果（底層溶存酸素量）

- ・栄養塩類増加措置により、底層溶存酸素量は、わずかに低下する水域が広くみられた。
- ・底層溶存酸素量が環境基準を下回る期間について、2016年から2020年のシミュレーションの結果では大きな変化はない。



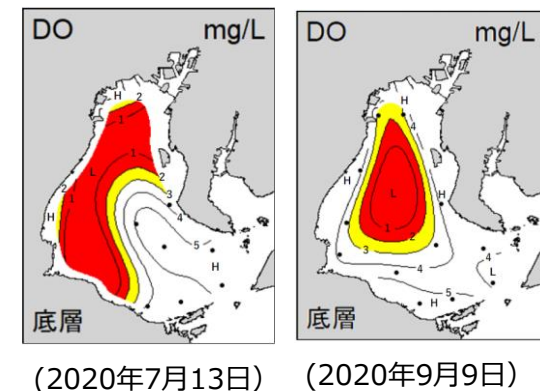
■ シミュレーションの再現性確認

【参考 1】シミュレーション結果



【参考 2】貧酸素水塊観測結果

出典：「伊勢湾貧酸素情報」（三重県HP）



➤ 底層溶存酸素量はやや低下し、環境基準を下回る期間には大きな変化はない結果となっており、シミュレーションの不確実性や水温等の将来的な変化も踏まえ、環境監視を継続し、栄養塩類の管理に当たっては、順応的に行うことが必要。

①適時適切な類型の見直し（５）：地域関係者との協議

- 伊勢湾における全窒素及び全燐の環境基準の水域類型の指定の見直しについて、「伊勢湾海域における環境基準水域類型指定等検討会」において有識者及び地域関係者との協議を行い、本報告の方向性をまとめた。

伊勢湾海域における環境基準水域類型指定等検討会 委員名簿

委員名	所属・役職
青木 伸一	大阪大学 名誉教授
植地 基方	三重県漁業協同組合連合会 常務理事
栗山 功	三重県水産研究所 鈴鹿水産研究室 室長
(座長) 鈴木 輝明	名城大学大学院総合学術研究科 特任教授
谷川 万寿夫	愛知県水産試験場 漁場環境研究部長
戸田 武史	愛知県環境局環境政策部水大気環境課 課長
永田 桂子	NPOシーブリーズ三河湾 代表
中村 由行	元 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授
東 博紀	国立研究開発法人国立環境研究所 地域環境保全領域 海域環境研究室 上級主幹研究員
間瀬 堅一	愛知県漁業協同組合連合会 代表理事常務
松本 剛	三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課 課長
柳田 哲雄	NPO法人伊勢湾フォーラム

(開催実績)

第1回 令和7年12月23日

第2回 令和8年2月9日

※所属は令和8年2月時点

②水浴についての整理

- 令和7年2月の告示改正により、各類型の「利用目的の適応性」から「水浴」を削り、いずれの類型においても「水浴」を利用目的とする測定点は「大腸菌数」を適用することとした。
- 伊勢湾内の水浴場（伊勢湾（二）の水域）では、水質の障害は生じていない。

表 水浴場水質判定基準（令和6年度）

区分	ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界2個/ 100mL)	油膜が 認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
	水質 A 100個/100mL 以下	油膜が 認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
可	水質 B 400個/100mL 以下	常時は油膜が 認められない	5mg/L以下	1m未満～ 50cm以上
	水質 C 1,000個/100mL 以下	常時は油膜が 認められない	8mg/L以下	1m未満～ 50cm以上
不適	1,000個/100mL を超えるもの	常時油膜が 認められる	8mg/L超	50cm未満*

（令和6年度 伊勢湾における水浴場の水質調査結果）※No.は右図

- ・水質AA : No.11,18
- ・水質A : No.19,20,21
- ・水質B : No.1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,12,13,14,15,16,17

※水質C、不適の水浴場は無し



図 伊勢湾における水浴場

- 水浴の利用も理由に類型を指定した伊勢湾（二）の水域は、類型を見直すことが適当。
- 引き続き、関係地方公共団体において、水浴場の水質判定基準をもとに環境監視することが必要。

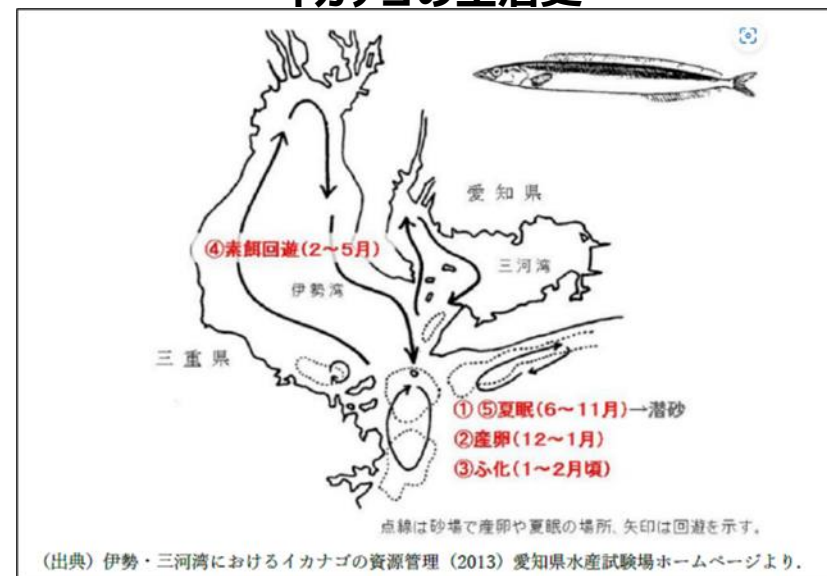
③ 季別の類型指定の設定

- 様々な地域のニーズに柔軟な対応ができるよう、COD及び全窒素・全磷において季別の類型指定の選択が可能。
- ノリ養殖（秋季～冬季）の生産量の減少について、栄養塩類濃度低下による影響が報告されている
- 一方、伊勢湾では、**アサリやイカナゴ等の生活史の観点から、秋冬期だけでなく通年での類型指定が適当。**
- また、漁業関係者へのヒアリングの項において示した通り、伊勢湾全体において、水産としての利用者として、通年での**類型指定**の地域ニーズがある。

ノリ養殖	出典
近年では 秋季において栄養塩の濃度が低く 、漁期中盤の1月早々には品質の高い海苔が生産できる目安の栄養塩レベルを下回るようになっている。	「2018年度ノリ漁期において伊勢・三河湾で生産された乾海苔の黒み度への漁場の栄養塩類の影響」 (蒲原聡ら,2020)
アサリの生活史	出典
社会実験の結果における漁業への効果の課題として、更なるアサリ資源の回復には 春から夏にかけての肥満度と現存量を両立 することが必要。	「愛知県 栄養塩管理検討会議報告書」 (愛知県,令和7年2月)
夏期のクロロフィルa濃度 がアサリの資源形成において重要。	「三河湾一色干潟におけるアサリの資源変動要因」 (日比野,2023)



イカナゴの生活史



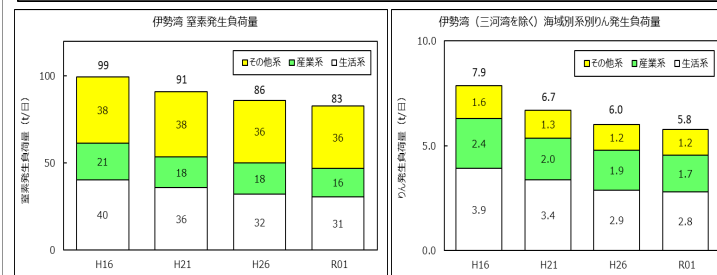
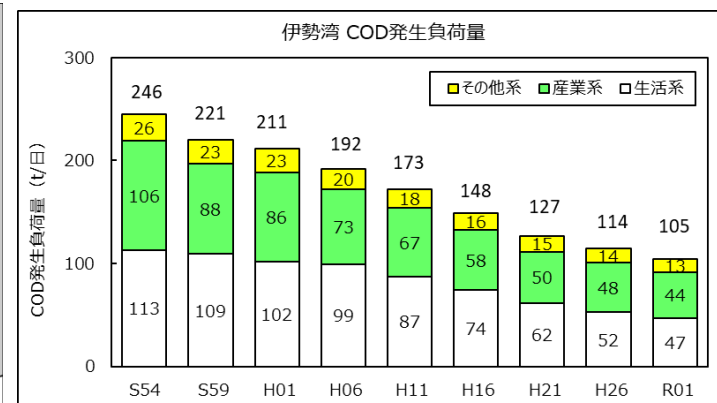
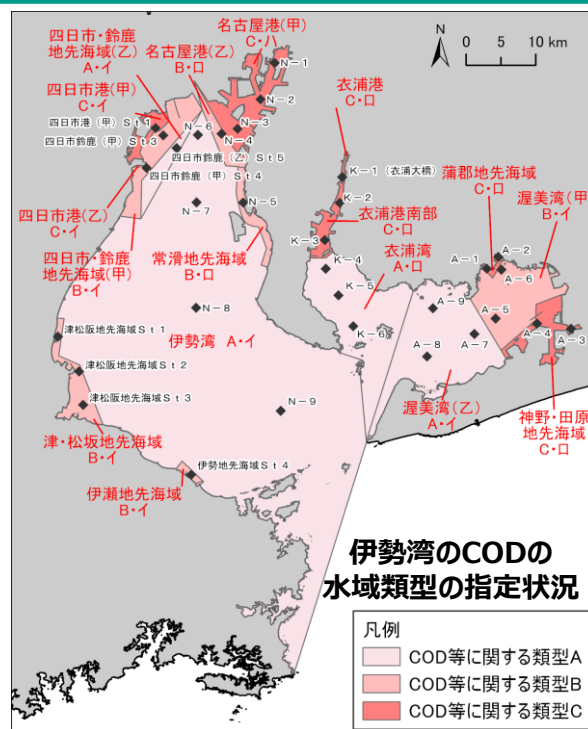
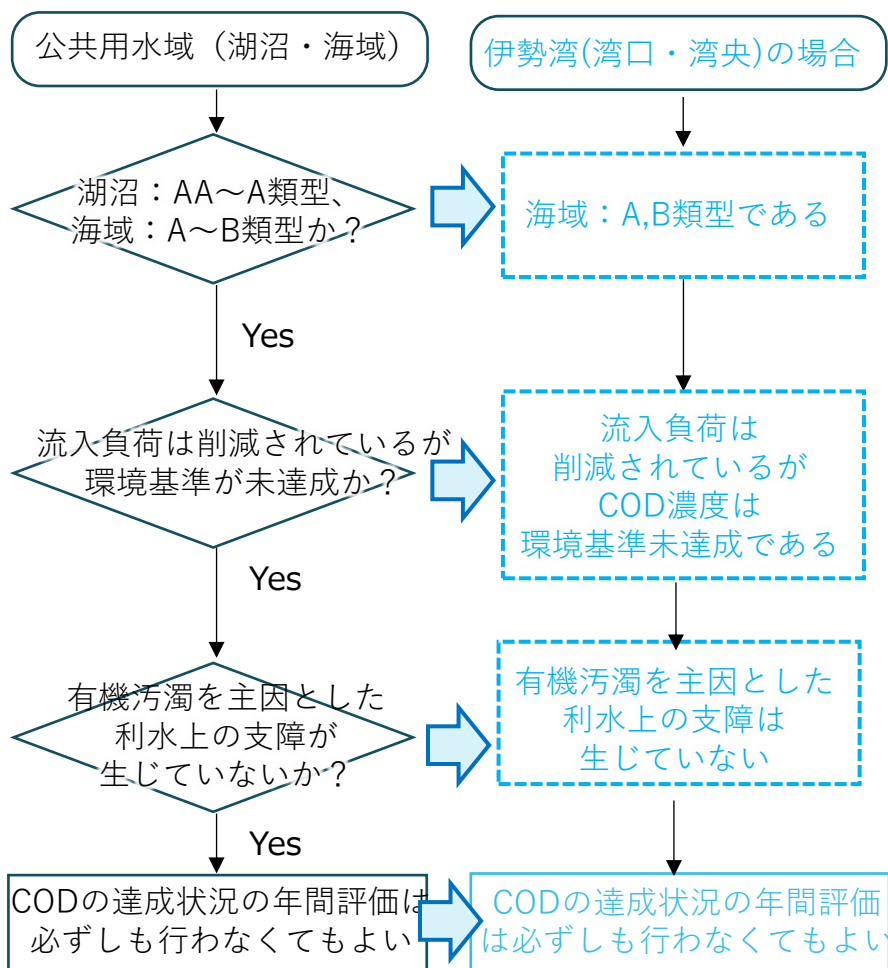
※イカナゴの資源形成では夏眠前の栄養状態が重要であるが、**春夏季の栄養状態が水温耐性（高水温に対する生存）にも影響する**

- **伊勢湾（二）の水域においては、地域の利用の態様を勘案すると、季別の類型指定は適用しないことが適当。**

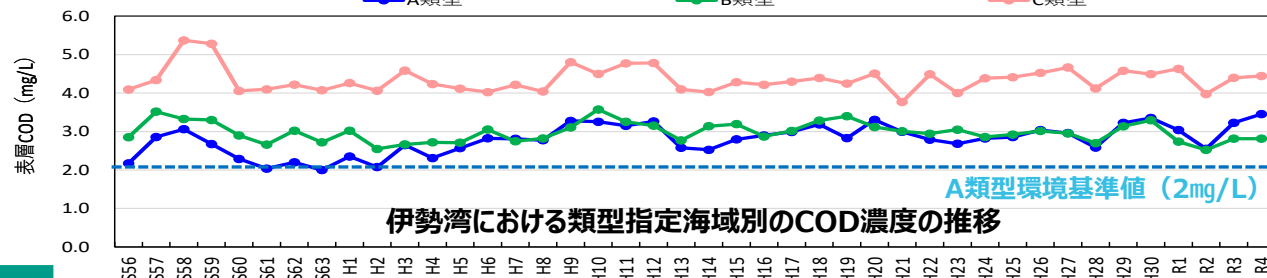
※なお、伊勢湾における赤潮の年間の発生件数は減少傾向であるものの、発生時期は夏季が主であることから、実際の栄養塩類管理に当たり留意が必要

④CODの達成評価の変更

- 伊勢湾の湾口・湾央部の水域では、**流入負荷は削減されているが、COD濃度は減少せず、環境基準が未達成**。内部生産、底質からの栄養塩類の溶出、難分解性COD、外洋からの流入等の影響が考えられる。
- 伊勢湾では、**有機汚濁を主因とした利水上の支障は生じていない**と考えられる。



伊勢湾における発生負荷量の推移



- 伊勢湾の湾口・湾央部の水域(A,B類型に指定した水域)では、CODの達成・非達成の評価を必ずしも行わなくてもよいこととする。
- 有機汚濁に関するモニタリング (COD及び底層溶存酸素量) は継続して実施し、影響を監視する。

- 伊勢湾（二）の全窒素・全燐の環境基準の水域類型は、全域・通年で、**類型Ⅱから類型Ⅲに見直す**ことが適当。
- 見直しに当たっては、今後、以下の点を実施していくことが必要。
 - ・貧酸素水塊・赤潮に与える栄養塩類、生物生息基盤、気候変動の影響の程度についての**更なる知見の集積**
 - ・類型見直し後の環境基準の各項目の変化に注視した関係地方公共団体による**環境監視・順応的管理の実施**、適切な時期における**情報把握・評価**（河川からの大雨時等の流入、プランクトンの状況、窒素・燐の溶存態の状況を含め検討）
 - ・関係地方公共団体における水浴場の水質判定基準をもとにした環境監視
- また、**CODの達成・非達成の評価**について、伊勢湾におけるA、B類型の海域の**評価を必ずしも行わなくてもよい**こととする。
 なお、公共用水域水質測定等による**有機汚濁に関するモニタリングは継続して実施**し、影響を監視する。

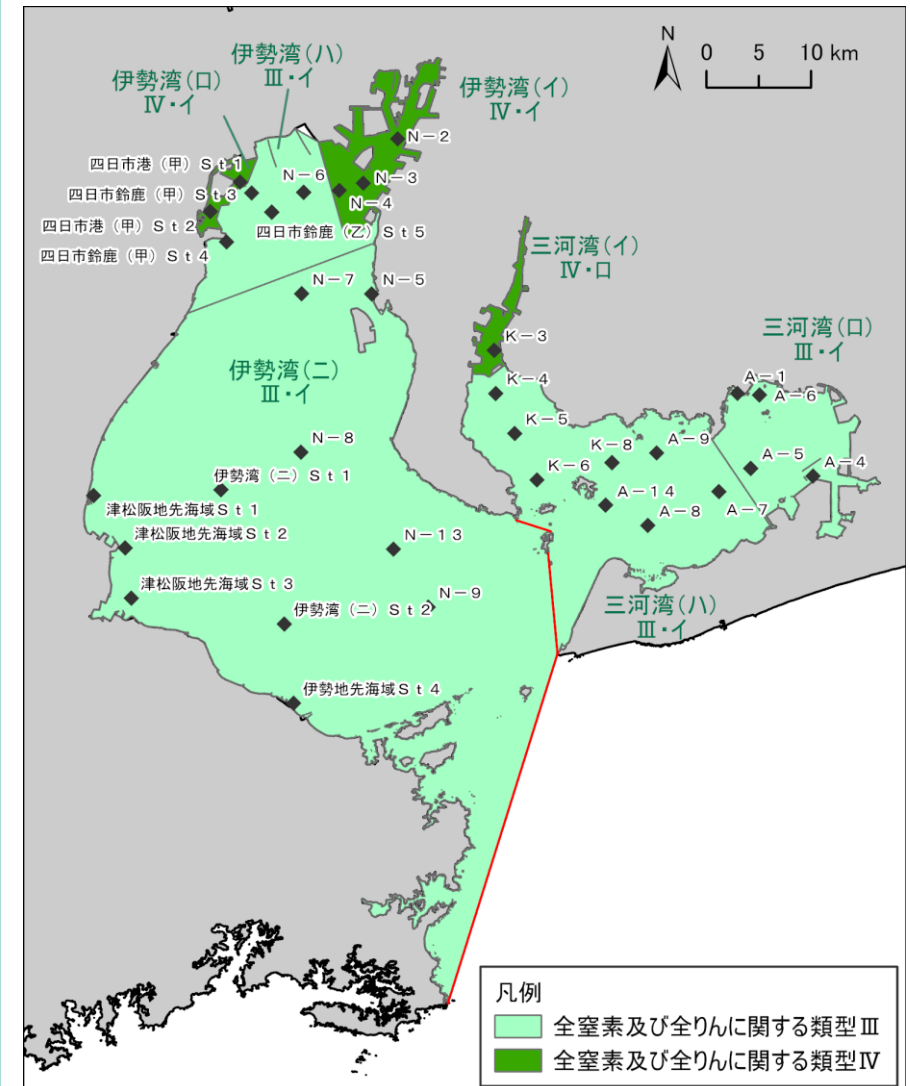


図 見直し後の伊勢湾における全窒素・全燐の環境基準の水域類型

（今後の予定）

- ・令和8年8月頃 パブリックコメント
- ・令和8年10月頃 告示改正